法定外公共物敷地等占用 • 工作物新築 (改築 • 除却) 許可書

指令 川 道管・河 第 号 令和 年 月 日

<u>住</u> 所 氏 名			•••••	様						
- V II				PX			ЛПП	市長	奥ノ木	信夫
令和 年 について許可	F 月 可します。	目付けて	で申請の	あった法定外	公共物敷	地等	岸占用・ コ	_作物新築	延(改築・	除却)
					新更	変	指令月	川 道管・河	第	号
					規新	更		年	月	目
目 的										
場所	準用河川 ・ 法定外公共物 (道 ・ 河川) ・ その他()									
	川口市 番地先									
占用物件	名 称			規	模		数量			
占用の期間	令和	年	月	日から	施工業者		住 所			
	令和	年	月	日まで			会社名 連絡先			
工事の期間	令和	年	月	日から	工事実施 の方法		請負	復旧方法	指示	のとおり
	令和	年	月	日まで						•
	()苦胶纵柱			日間			直営	L	図示	のとおり
添付書類	(道路維持課申請分) 1 案内図、2 道路現況調書、3 平面図、4 求積図、5 構造図									
	6 掘削断面図及び復旧図、7 円形ずい道設計標準図、8 その他(写真等)									
	(河川課申請分)									
	1 案内図、2 公図、3 平面図、4 断面図、5 構造図、6 土地利用計画図、									
	7 その他	(写真等)								
備考										
占用料										
		円								

[※] 許可条件・教示は裏及び別紙参照

【許可条件】

- 1. 必要に応じ、所轄警察署長に道路使用許可を申請して、工事に着手すること。
- 2. 工事着手時、完了時は、それぞれ着手届、完了届を提出し、その確認を得ること。 (施工前、中、後の写真を提出のこと)
- 3. 工事現場には、市長の指示する所定の標示施設を見やすい場所に設置すること。 また、柵または覆いを設置し、夜間は黄色点滅灯を設置すること。その他危険 防止のための安全対策措置を講ずること。
- 4. 工事に伴う近隣住民及び通行者の苦情等は、一切施行者の責任において処理すること。
- 5. 工事に起因して既設工作物を破損した場合は、承認を受けた者の負担で原形 に復旧すること。
- 6. 道路及び河川管理者からの指示、命令に従うこと。
- 7. 工事期間は、許可日より60日以内とすること。
- 8. 当初協議した施工方法等が変更となる場合は事前に協議を行うこと。
- 9. 境界石、鋲、プレート等の確認保存を行うこと。
- 10. 路面排水に支障のないよう施工のこと。
- 11. 交通安全に注意し、歩行者の安全を十分確保すること。

【教示】

この占用許可について不服がある場合には、次に掲げるところにより<u>審査請求</u>又は 処分の取消しの提起をすることが出来ます。

- (1) <u>審査請求</u>は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3×1 以内に (審査庁)に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3×1 以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) <u>審査請求</u>をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。ただし、<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。